

ダイオキシン類測定のご案内

認定特定計量証明事業者（認定番号：N-0098-01）
特定濃度に係る計量証明の事業登録（福岡県第7号）
環境省ダイオキシン類受注資格（平成27～29年度）

当協会では、平成9年度より、ダイオキシン類の測定・分析業務を開始し、排出ガス、土壌、底質、水質および環境大気等のダイオキシン類の分析を数多く行っており、サンプリングから分析、評価までを一貫して行うことができます。また、全国的に行うクロスチェックなどに参加し、データの信頼性向上に努力しております。

さらに、平成18年度より生物検定法によるダイオキシン類の測定を始めました。従来の高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計による分析とあわせて、お気軽にご用命くださいますようお願い申し上げます。

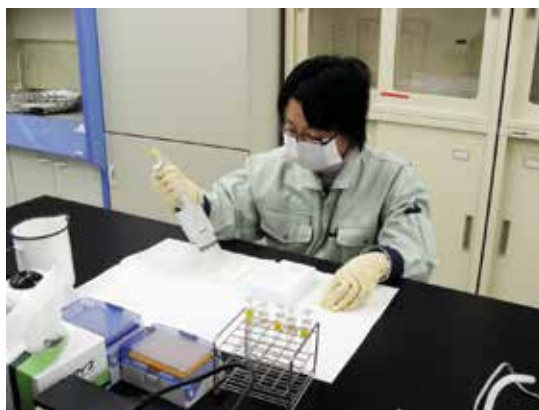


ダイオキシン類測定・分析業務内容

- 排出ガス中のダイオキシン類測定分析
- 環境（大気、水質、土壌、底質等）中のダイオキシン類測定・分析
- 焼却灰、飛灰中のダイオキシン類測定・分析
- 水道水、浄水中のダイオキシン類の測定・分析
- 作業環境中のダイオキシン類の測定・分析
- 生物検定法による排出ガス、焼却灰、飛灰中のダイオキシン類の測定・分析

ダイオキシン類の生物検定法

迅速・安価なダイオキシン類測定法として環境省で検討されていたもので、廃棄物焼却炉の排ガス（焼却能力 2t/h 未満）と飛灰・焼却灰（規模の指定なし）のダイオキシン類測定に用いることができます。平成 17 年 9 月の環境省告示第 92 号によって 4 種の方法が指定されており、当協会では「ダイオキシン類を抗原とする抗原抗体反応を利用した方法」（環境ソルテック社ダイオクイッカー）を導入しました。



ダイオキシン類に対する基準（ダイオキシン類対策特別措置法）

ダイオキシン類による環境汚染を防止するため、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・廃棄物処理に関わる基準、規制、措置等が定められています。

○環境基準

大気 0.6pg-TEQ/m³（年平均値）

水質 1pg-TEQ/L（年平均値）

底質 150pg-TEQ/g

○排水

○水底土砂溶出試験（浚渫工事等） 10pg-TEQ/L

○排出ガス

施設規模	新設施設基準	既設施設基準
廃棄物焼却炉		
4t/h 以上	0.1ng-TEQ/m ³	1ng-TEQ/m ³
2t/h-4t/h	1ng-TEQ/m ³	5ng-TEQ/m ³
2t/h 未満*	5ng-TEQ/m ³	10ng-TEQ/m ³

○焼却灰ばいじんその他燃え殻*

3ng-TEQ/g
※ 生物検定法の適用可

重さの単位について

ng（ナノグラム）=10億分の1g（10⁻⁹g）=0.000000001g
pg（ピコグラム）=1兆分の1g（10⁻¹²g）=0.000000000001g

『東京ドームを水でいっぱいにしたときの重さが約10¹²gです。これに角砂糖1個(1g)を溶かした場合に、水1ccに含まれる砂糖が1pgになります。』

排出ガス、排水については年1回以上の測定義務があります。

（詳しくは担当者にご相談ください）



前処理実験室



前処理実験室



高分解能 GC-MS 分析装置



一般財団法人

九州環境管理協会

〒813-0004 福岡市東区松香台1-10-1

TEL 092-662-0410 FAX 092-662-0411（代表）

TEL 092-662-0964 FAX 092-662-0990（調査分析部）

e-mail:syougai@keea.or.jp http://www.keea.or.jp

測定・分析関係 : 調査分析部 分析課
料金・見積関係 : 総務部 渉外課